

議案第183号

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、上下水道事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 上下水道事業管理者に対しては、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(給料)

第3条 上下水道事業管理者の給料の額は、月額750,000円とする。

(地域手当)

第4条 上下水道事業管理者の地域手当の月額は、給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 上下水道事業管理者の通勤手当の支給については、一般職の例による。

(期末手当)

第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

(退職手当)

第7条 上下水道事業管理者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に100分の34を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の支給は、上下水道事業管理者の任期ごとに行う。

(給与の支給方法)

第8条 この条例に規定する給与の支給方法は、一般職の例による。

(旅費)

第9条 上下水道事業管理者が公務のため旅行するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表に規定する特等級として、同条例により旅費を支給する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

上下水道事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。